

**富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設整備
基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル**

実施要領

令和7年12月8日

志賀町

1. 事業者選定の目的

本町では、令和6年能登半島地震による富来小学校校舎の甚大な被害状況等を踏まえ、富来小・中学校の再整備及び避難拠点施設の整備方針等を定めた「志賀町富来中学校周辺基本構想」を令和7年7月に策定し、基本構想の内容を踏まえた「富来義務教育学校整備基本計画」及び「富来地域避難拠点施設整備基本計画」を策定したところである。

この公募型プロポーザルは、基本構想、基本計画を反映した技術提案を広く求め、設計者の提案内容及び能力・適正等を総合的に判断し、本事業に最も適した設計者を特定するために実施するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設整備基本設計・実施設計業務委託

(2) 発注者

志賀町

(3) 履行期間

本業務の契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(4) 業務範囲+

志賀町富来領家町ハ1番地1 外

(5) 業務内容

別紙特記仕様書のとおり

(6) 契約限度額

令和8年度までの継続事業とし、各年度の上限額については次のとおりとする。

・令和7年度 56,340,000円（委託料の20%）

・令和8年度 225,359,000円（委託料の80%）

・委託料上限額合計 281,699,000円（消費税及び地方消費税含む）

※本業務について、事業規模の見直し等により規模を縮小する場合は、受託候補者と協議をし、委託料を適正な金額に変更するものとする。

3. 施設の概要等

本プロポーザルにおける提案は、「富来義務教育学校整備基本計画」及び「富来地域避難拠点施設整備基本計画」の内容を踏まえること。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 特記仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し適正な実施体制を有すること。

(2) 参加者は、主たる営業所を石川県内に置く設計事務所であること。

- (3) 志賀町財務規則（平成 17 年 9 月 1 日規則第 35 号）第 99 条第 2 項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (6) 本町の町税について、未納がないこと。
- (7) 志賀町暴力団排除条例（平成 24 年志賀町条例第 1 号）の規定による暴力団に該当しないこと。
- (8) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (9) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

5. 参加条件

参加条件は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、単体企業であること。
- (2) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- (3) 以下のいずれかの実績要件を満たすこと。
 - ①同種業務
参加者は、公告の日までの間に、元請けとして、令和 6 年国土交通省告示 8 号別添二による建築物の類型七（幼稚園を除く）に該当する延べ床面積 5,000 m²以上（校舎のみ又は屋内運動場との合算）の学校施設の新築に係る基本設計及び実施設計に関する業務を完了し、その工事が竣工した実績を有すること。
 - ②類似業務
参加者は、公告の日までの間に、元請けとして、令和 6 年国土交通省告示 8 号別添二による建築物の類型七（幼稚園を除く）に該当する延べ床面積 3,000 m²以上（校舎のみ又は屋内運動場との合算）の学校施設の新築に係る基本設計及び実施設計に関する業務を完了し、その工事が竣工した実績を有すること。
- (4) 管理技術者及び建築（総合）、構造、積算、電気設備及び機械設備の各主任技術をそれぞれ 1 名配置すること。
- (5) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が 3 か月以上あること。
- (6) 構造主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。積算主

任技術者は、建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有すること。

- (7) 管理技術者は主任技術者を兼任してはならない。
- (8) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事業所）を加えることができるが、当該協力事業所は自ら応募者となることはできない。また、協力者（協力事業所）は、他の参加者と重複することができない。
- (9) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力者（協力事業所）が志賀町及び他市町村において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (10) 主たる分担業務分野（令和6年国土交通省告示第8号における別添一の1の一の口成績図書の（1）戸建木造住宅以外の建築物に係る成績図書（1）総合に係る部分をいう。）を再委託してはならない。
- (11) 有資格者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しない者であること。

6. 参加制限

次の要件に該当する場合は、参加することができない。

- (1) 富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設整備基本設計・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員及びその家族。

7. 募集方法

- (1) 町ホームページに掲載（本実施要領、特記仕様書、各種様式）。

実施要領、特記仕様書、各種様式については、町ホームページからダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配付は行わない。

各基本計画書は、参加を検討する者のうち参加を希望する者に限り配付する。配付を希望する場合は令和7年1月22日（月）午後5時までに電話またはメールにて事務局に申し出ること。

また、配付する各基本計画書については、本プロポーザル参加検討の目的以外で利用または、第三者への開示、提供、転載・転用を一切禁止するものとする。なお、配付についてはデータのみとし、紙媒体での送付は行わないものとする。

8. 選定方法

- (1) 第1次審査（事前審査含む）及び第2次審査の二段階方式により、受託候補者等を選定する。
- (2) 事前審査は、参加表明書等の提出書類を基に、本要領に記載する参加資格及び参加条件を満たしているかの審査を行い、技術提案書の提出を要請する参加者を決定する。満たしている者には、「技術提案書作成依頼書」を電子メール及び書面にて通知する。

また、満たさなかった者に対しても、その旨を通知する。

- (3) 第1次審査は、参加表明書等の提出書類を基に参加者の実績等と技術提案書の書類審査を行い、審査委員会の審査を経て、第2次審査への参加を要請する者を選定する。審査結果については、電子メール及び書面にて通知する。
- (4) 第2次審査は、第1次審査で選定された者から、非公開によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を行い、第1次審査と第2次審査においての技術提案書の最終評価を基に、非公開による審査を経て、受託候補者及び次点候補者を選定する。審査の結果については、電子メール及び書面にて通知するとともに、志賀町ホームページに掲載する。
- (5) 審査委員は非公表とする。

9. 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者を失格とする。

- (1) 審査委員会の委員、事務局及びその関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (2) 応募資格がなく、提案図書等を提出した場合。
- (3) 指定する様式（以下「様式」という）によらない場合。
- (4) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (5) 様式及び作成に当たっての留意事項に示す条件に適合しない場合。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (7) その他審査委員会が不適格と認めた場合。

10. 募集及び選定スケジュール

内容	実施日又は期限
公募公告、募集要項等の公表	令和7年12月8日（月）
質問書の提出	令和7年12月8日（月）から12月12日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年12月17日（水）までに町ホームページ上で順次回答
参加表明書の提出	令和7年12月22日（月）午後5時まで
事前審査（参加資格・条件）結果通知	令和7年12月25日（木）（予定）
技術提案書の提出	令和7年12月25日（木）から令和8年1月23日（金）午後5時まで
第1次審査の結果通知	令和8年1月28日（水）（予定）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年2月6日（金）
第2次審査の結果通知	令和8年2月上旬予定
契約締結	令和8年2月中旬予定

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、原則として事務局の対応を行わない。

11. 質問書の提出

（1）受付期間

令和7年12月8日（月）から12月12日（金）午後5時まで

（2）提出先

志賀町教育委員会事務局学校教育課

E-mail : gakko-kyoiku@town.shika.lg.jp

（3）提出方法

電子メールにて提出すること。なお、メール送信後に担当部署まで電話連絡すること。

（4）提出書類

質問書（様式9）

12. 参加表明書の提出

（1）受付期間

令和7年12月8日（月）から12月22日（月）午後5時まで

（2）提出先

志賀町教育委員会事務局学校教育課

（3）提出方法

担当部署まで持参又は郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）

※郵送の場合は、提出期限までに必ず到着するよう送付すること。

(4) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②会社概要（様式2-1、2-2）
- ③設計事務所の業務実績（様式3）
- ④業務実施体制（様式4-1、4-2）
- ⑤配置予定技術者調書（様式5-1～5-6）
- ⑥一級建築士事務所登録通知の写し
- ⑦様式3に記載する実績を証する契約書（鑑）等及び当該施設の概要を確認できる資料の写し
※工事竣工を証する資料の例
 - ・該当工事の監理業務を受託している場合：監理業務の契約書（鑑）等の写し等
 - ・上記以外：該当工事の竣工が確認できるパンフレットやホームページ等
- ⑧様式5-1～6に記載する者の資格証、雇用保険又は社員証の写し
- ⑨見積書（様式6）※業務委託契約のための見積りではないため、参考額として記入すること。

(5) 提出部数

正本1部、副本4部

13. 技術提案書の提出

(1) 受付期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月23日（金）午後5時まで

(2) 提出先

志賀町教育委員会事務局学校教育課

(3) 提出方法

担当部署まで持参又は郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）

※郵送の場合は、提出期限までに必ず到着するよう送付すること。

(4) 提出書類

- ①技術提案書（表紙）（様式7）
- ②技術提案書（様式8）

(5) 提案書作成に当たっての留意事項

①様式8を使用し、A3横で以下の項目について記載すること（各項目A3サイズ1枚程度）。

ア) 業務の取組方針、実施体制、業務工程（実施スケジュール）

イ) 設計コンセプト説明図（建設コスト縮減、維持管理コストの縮減対策、防災、環境

配慮、木材活用等)

ウ) 平面図（階層ごと）

エ) 施工計画図と工程表（現場事務所や重機等の配置等）

オ) 補足資料（ア）～（エ）までの補足資料（イメージパース、その他任意）

②住所、氏名等の参加者を特定できる表示はしないこと。

（6）提出部数

正本1部、副本4部

14. 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の留意事項

（1）プレゼン等の出席者は、本業務を担当する配置予定技術者で、管理技術者1名、担当主任技術者の中から2名以内の計3名以内とする（PC操作者を含む）。

（2）実施日時、場所、留意事項等については、第1次審査後に別途通知する。

（3）プレゼン等は、提出された技術提案書（様式8のみ）の内容について説明するものとし、提出された提案書以外の追加資料は認めない。

参加者において用意したパソコン（パワーポイント等）によるプロジェクターでの説明とする。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で準備する。

（4）プレゼン等の順番は、参加表明書の受付順とし、第1次審査結果通知に明記する。

（5）プレゼン等の時間は、1参加者30分以内（プレゼン時間20分、質問時間10分）とする。また、参加表明書についての質問も含む。

（6）説明資料、パソコン等の準備として、前者のプレゼン等終了後に10分の時間を設ける。

15. その他

（1）参加にかかる費用について

本プロポーザル参加にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。

（2）現地確認等について

現地見学会は実施しない。

現地確認をする場合は、敷地内への立ち入りはできないものとする。また、学校関係者及び近隣住民等へ迷惑が掛からないように十分配慮すること。

現地確認の際、発生した事故等について、町は一切の責任を負わない。

（3）提出書類の取り扱い

①提出された書類は返却しない。また、技術提案書提出後において、記載された内容の変更は認めない。

②提出された書類の知的所有権は、提出者に帰属するが、選定作業等に必要な範囲において複製を作成するものとする。

③提出された書類及びその複製は、審査以外に無断で使用しないが、受託候補者及び次

点候補者に選定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する記録の公表等に利用できるものとし、公表の際の使用料は無償とする。

(4) 評価について

評価は、別紙「志賀町立富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設整備基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル評価基準」に基づいて実施する。

(5) 辞退について

第1次審査で選定された参加者が、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式10)により、令和8年2月3日(火)午後5時までに事務局まで提出すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の志賀町の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(6) 異議の申し立て

各審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

(7) 提出内容の取り扱い

基本設計等の作業については、選定者の技術提案書に記載された提案等を反映しつつ、発注者との協議により進めるものとするが、本プロポーザルは、設計者の選定を目的として実施するものであり、必ずしも提案内容が各設計業務にすべて採用できるものではない。

(8) プロポーザルの延期又は中止

町長は、天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することができる。

(9) 実施要領等の修正について

公告後に実施要領等の記載内容を変更する場合は、速やかにホームページにて修正版を公表し、以後は修正版を有効なものとする。

16. 事務局

志賀町教育委員会事務局学校教育課

〒925-0198

石川県羽咋郡志賀町末吉千吉1番地1 志賀町役場本庁舎3階

TEL: 0767-32-9360 (直通)

FAX: 0767-32-3933

E-mail: gakko-kyoiku@town.shika.lg.jp

**富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設整備基本設計・実施設計業務委託
公募型プロポーザル評価基準**

1. 評価基準

No.	評価項目	評価基準	配点
1	業務の取組方針、実施体制、業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の取組方針、実施体制、業務工程について的確性を評価する。 ・本業務の背景、業務内容、手続き等への理解度が高く、本町の地域性等を踏まえた方針となっているか評価する。 	20
2	設計コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の方針・レイアウト等を踏まえたコンセプトとなっているかを評価する。 ・建設コスト縮減、維持管理コストの縮減対策、防災、環境配慮、木材活用、導入設備等の各方針の妥当性、具体性を評価する。 	30
3	平面計画	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、教職員、保護者、地域住民にとって、有益で効率の良い計画であるかを評価する。 ・学校機能と地域交流機能の役割分担（エリア・動線区分）の的確性を評価する。 	20
4	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を運用した中での配慮、スケジュール等について的確性を評価する。 	10
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目以外における独自性、独創性に優れた視点を持っているかを評価する。 	20
計			100

2. 採点基準

評価	評価内容	採点基準
優	特に優れている	配点×1. 0
良	優れている	配点×0. 8
可	標準	配点×0. 6
不可	劣る	配点×0. 4